

令和元年度

第31回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年1月14日（火曜日） 15時00分 開会
場 所 和歌山市役所 14階 大会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
議案第8号	賃借料情報の提供について

出席委員（17名）

1番	宇治田清治	12番	藤井 高
2番	山本 宏一	13番	廣井 伸多
3番	土橋 ひさ	14番	辻本 傑
5番	曾根 光彦	15番	吉川 松男
6番	坂東 紀好	16番	大河内壽一
7番	吉中 雅三	17番	山本 茂樹
8番	湯川 徳弘	18番	谷河 績
10番	岩橋 章	19番	中村 弘
11番	和田 好夫		

欠席委員（1名）

4番 有本 太一

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清瀧 篤樹
班 長	中川 拓哉
事務主査	中村 純也
事務副主任	東 健太

15時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第31回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第31回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る12月26日、山本宏一委員、曾根委員、湯川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、有本委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、坂東委員、吉中委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。全て相続による所有権の取得で、No.7については農業委員会のあっせんを希望されています。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。なお、市外に在住の方が相続された件について、No.3、No.4は転用済です。No.5は・・・が引き続き耕作すると聞いている

ます。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。なお、No.2は解約に伴うもので、議案書7ページの報告事項第18条第6項の通知No.2と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で6件ありました。なお、No.1は利用権に関する解約で、議案書26ページの議案第6号農用地利用集積計画No.9に関連しております。また、No.2は、議案書6ページの報告事項賃借人名義変更No.2と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。令和元年12月19日付、27日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で19件ありました。令和元年12月9日付、19日付、27日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 2、6、18、19は賃借権の設定で、No. 2、18、19は一時転用です。また、No. 3、5は開発許可済で、No. 18、19は和歌山市が行っている準用河川改修事業前代川に関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

◆14番（辻本 傑） お尋ねしたいのですが、今回の議案の中に露天駐車場とか資材置場が多くあり、特に同じ申請人が何か所も露天資材置場を申請するというかたちになっている。前回は申し上げましたが、最近露天駐車場とか資材置場というのは、取り敢えず当面は使い道が決まっていないが土地を確保するための方法として全国的

に使われている傾向があるそうです。申請代行会社というのがありますが、そういうところでは必ず現在露天駐車場とか資材置場を何か所所有しているのか、現在の利用状況はどうなっているかを確認してから申請を出しているそうです。私が気になるのが確か半年くらい前に資材置場ということですが、その土地が現地調査した時と全く同じ状態のまま放置されている。その土地は新しい県道に沿ったところで、他の目的に利用するには最適な土地だと思いますが、そういう姿を見ると当面使用する目途はないけれど土地だけ確保しておこうという考えで申請したのではないかという感じを受けています。今回特に一例を挙げますと・・・が・・・で資材置場を申請しています。市街化区域ですから若干異なるのかなと思うのですが、現在資材置場を何か所所有していて、その利用状況はどのようになっているのか調べていますか。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

前回総会で農地転用の許可申請の件で辻本委員からご指摘を受けた内容になります。露天駐車場や資材置場という目的での申請が多くあるのではないかと、その必要性をきちんと確認しておいた方が良いのではないかと、そのように確認作業をしているところです。今回の報告事項の市街化区域の農地転用の届出ですが、調整区域の許可申請では必要性が許可の要件になっていますが、市街化区域の場合は事前の届出の書類が整っていれば受理する必要があり、必要性については確認事項に入っていないというところになります。

◆14番（辻本 傑） 市街化区域なの

で、そうではないかと思ひながら質問したのですが、許可申請については、慎重に取り扱った方が良くはないかという気がしますので、今後慎重にしてもらいたいと思います。

◆7番（吉中 雅三） 以前は市街化区域の届出の件について、委員にこのような届出がありますと連絡がありました。局長の専決で問題はないが、以前のようにできないのですか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

以前は資料を事前に委員さんに配布していたのですが、現在は行っていません。事務局の人員の関係で難しい部分がありますが検討します。

◆会長（谷河 績） それでよろしいでしょうか。他に何かございませんか。

ないようですので、この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

平成31年1月22日付で、届出を受理しましたが、当初の計画面積を縮小するため返納するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

机上で対象農地の写真を配付しておりますので資料1をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が3件ありました。対象農地は田のみで面積は6,203㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第6号No.5、No.14、No.15で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく申請が3件ありました。

抹消願の申請理由について説明します。

No.1、・・・年以上小作の実態がなく、借人も・・・し、・・・の連絡先も不明で合意解約手続きを行うことが出来ないため抹消する。

No.2、・・・年以上小作の実態がなく、借人も・・・し、・・・の連絡先も不明で合意解約手続きを行うことが出来ないため

抹消する。

No. 3、・・・が・・・した・・・年から・・・へ耕作を依頼しており、・・・を知らず、連絡先も不明で合意解約手続きを行うことが出来ないため抹消する。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で1件ありました。No. 1については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と

共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、紀伊地区・・・、県立和歌山盲学校から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。現在利用している・・・の用具が増えてきたため、それらを保管する場所を用意するため、・・・及び・・・として転用しようとするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。本申請は、委員会による現地調査及び事情聴取の案件ではありますが、申請者の都合により、事情聴取へ協力いただくことが出来ておりません。申請内容に関する説明を行います。当該申請地は非常に荒廃しており、営農を継続することが困難とのことです。

近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 2 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。本申請は、委員会による現地調査及び事情聴取の案件であります。申請者の都合により事情聴取へ協力いただくことが出来ておりません。申請内容に関する説明を行います。当該申請地は非常に荒廃しており、営農を継続することが困難とのことです。近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 3 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地は非常に荒廃しており、営農を継続することが困難とのことです。近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 4 申請地は、紀伊地区・・・、県立和歌山盲学校から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在、・・・に住んでいますが、・・・が行っている・・・を承継するため、・・・に近い当該申請地へ・・・を建てるべく転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 5 申請地は、紀伊地区・・・、県立和歌山盲学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は和歌山市・・・にて・・・を営んでおり、紀ノ川以北においても受注することが多いことから、中継地点としての・・・が必要となったため、本申請に至りました。

No. 6 申請地は、山口地区・・・、山口小学校から・・・に位置しております。立地基準上の農地区分について、当該申請地においては、2つの区分が混在しております。国道24号線に面している・・・、・・・については水道およびガス管の埋設された道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設等があるため、第3種農地に該当しており、面していない・・・の土地についてはおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、国道の沿道に位置する車両の通行上必要な・・・については、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営んでおり、当該申請地東側隣接地の・・・より・・・を保管するスペースが不足しており既存の施設を拡張したいとの申し出があったため、申請人にて・・・及び・・・を用意し、完成後に・・・に貸し出すという申請となっております。なお、開発許可申請中です。

No. 7 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため、第2種農地に該当します。申請人は、・・・に勤務する者であり、個人としても・・・を行っております。申請地の近隣にて行っている・・・での・・・及び機材の保管スペース

として・・・として転用しようとするものです。

No. 8申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、業務拡大に伴い・・・を探していたところ、道路に面し、集落に近い当該申請地との話がまとまったため本申請に至りました。なお、賃借権の設定で開発許可申請中です。

No. 9申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、交通の便が良く、医療機関や学校等が近辺にある住環境に適した場所である当該申請地を・・・として、また西側隣接地にて・・・を営んでいる・・・へ貸し出すため、・・・として転用しようとするものです。なお、開発許可及び特定事業許可申請中です。

No. 10申請地は、西和佐地区・・・、和歌山インターチェンジから・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、・・・であるため、不許可の例外に該当します。申請人は申請地南側にて・・・を行っており、現在の・・・では・・・が困難であるため・・・を行うため本申請に至りました。

No. 11申請地は、名草地区・・・、紀三井寺公園から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は

業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は現在、・・・とともに居住しておりますが、・・・などにより手狭となってきたことや現在・・・が行っている・・・を将来的に継承するため、・・・及び・・・に近い当該申請地へ新たに・・・を建設するために、転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。また、農用地区域の除外もされております。

No. 12申請地は、三田地区・・・、竈山駅から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおります。・・・の建て替えや増設を計画しており、それに伴い、・・・及び・・・が不足することとなり、・・・に近い当該申請地に・・・を設置するため、転用の申請をするものです。

No. 13申請地は、東山東地区・・・、山東駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため、第2種農地に該当します。申請人および近隣の住民が利用できる・・・が申請地周辺で不足しており、・・・を探していたところ当該申請地にて話がまとまったため、申請人の・・・及び近隣住民へ貸し出すための・・・として転用するため本申請に至りました。

なお、No. 6、No. 8、No. 9、No. 12については、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 6、No. 8、No. 9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆ 8 番（湯川 徳弘） 昨年 1 2 月 2 6 日山本宏一委員と共に現地調査並びに事情聴取を実施しましたので報告します。

先ず議案第 5 号 N o. 8 について報告します。本件は・・・の跡地を複合した転用です。賃貸人は、・・・の・・・、賃借人は、・・・の・・・です。借地は、和歌山市・・・、地目は田・・・㎡です。同土地は・・・の北側に位置し、現在使用していない・・・の駐車場から進入します。これによって営業が可能です。雨水排水も隣接の用水路へ流し、隣接農家への影響はないと思われます。以上です。

続いて、議案第 5 号 N o. 9 について報告します。申請地は、・・・、地目は田、譲渡人は、・・・、・・・、・・・の 3 人、計 6 筆・・・㎡。譲受人は、・・・です。・・・の計画です。進入路は南側に市道があり、セットバックして 6 m にします。この土地に関係する里道については、現在使われていないため、国へ払下げを申請との事です。この辺は土地が低いのではないかとということで大雨時の影響について質問をいたしました。排水については大きな管を入れ左岸の用水路に流します。用水路の容量的にも問題ないとのことです。現在の状況は既に稲は作られておらず、雑草の草刈りもして管理状態は良好です。土地改良区の同意も得ていることから審議に値します。

続いて、議案第 5 号 N o. 6 について、この物件は 3, 0 0 0 ㎡を超えるため、本委員会の会長、県農業会議の方と合同で実施しました。申請場所は山口地区・・・地目田・・・㎡、・・・地目田・・・㎡、・・・地目田・・・㎡。譲受人は、・・・。譲

渡人は、・・・と・・・です。合計・・・㎡のうち・・・の・・・は・・・から・・・をしていた・・・が・・・として使用していたのではないかと推測されます。つまり農地法を無視した違反転用を行っており、これを確認して会長さんも、こういう状態のまま農転の申請をあげてきたことは良くないということです。私もこの件について調査を行いました。まず 1 点目は、当委員会の機関誌にも載っています「農地に土を捨ててはいけない。そのような場合は、県知事の指導のもと、状況によっては原状回復命令が出される場合がある。」とあります。さらに、我々がいただいた県の農業会議の資料の中にも違反転用について書かれています。この件についても県知事が是正の指導を行うということになっております。それからさらに農地六法という本があるのですが、そのなかの「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」ということで、違反転用した場合は、どういう処置を講ずるのかということが載っています。つまり厳しく指導して原状回復なりあるいは農地として認められる状態まで回復しなければならないとなっています。このようになっていきますと農地転用であがってきている件を皆様方に諮ってどうするというよりも、農地転用そのものが違反ですからこれを是正しなければならないと考えております。

この申請業者さんは昨年もこの暮れの時期だったと思いますが問題が出まして、その時に・・・の方へ・・・を出して事業を広げるという計画でしたけれども、この部分でも非常に厳しい問題がありました。過去にまだ・・・に転用を出したところでは

が、転用の目的が十分でなく、またさらに農地の部分は土留めもしておらず、隣地に土砂が一部分流れているということもありました。この件を事務局にお話ししたら完成検査をなぜ受けていないのかというようなことです。いずれにしても市の方では適正として通っているのですが、最終的な県の段階のところでは県知事が行っていますので県の業務範疇に入るのですが、県に市の方から完成検査を受けるのか、・・・として使われていない状況で、業者さんの方は許可を受けてから1年ばかり放置してしましてその後埋めたということでございます。

これは一度きちっとしたかたちで指導を行い。我々は法律に基づいた機関でありますので、この辺も十分踏まえて当委員会並びに会長さんの名誉を傷つけるようなことでは困りますので、毅然とした態度で臨んでいただきたいと思っております。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いてNo. 12につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので曾根委員さん報告願います。

◆5番（曾根 光彦） 去る12月26日、事務局と共に現地調査及び事情聴取を行いました。今回の申請地は、和歌山市・・・の第2種農地であり田・・・㎡であります。譲渡人・・・と仲介人を話し合いの結果譲り受けることになり、今回の申請に至りました。申請人は、・・・であり、会社の内容としては、・・・並びに・・・及び・・・を幅広く手掛けている・・・会社であります。資本金約・・・円で従業員数・・・名の企業であります。今回の申請場所は、貴志川線竈山駅より・・・に位置し、本社の南側に・・・及び・・・として

使用するものであり・・・確保する計画であります。また、雨水等については北側の水道に流す計画で紀の川左岸及び隣接の同意もあり問題ないものと思われませんが委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。なお、事情聴取には、・・・、・・・及び・・・、・・・の4名と事務局が同席しました。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（山本 宏一） 議案第5号No. 6の件ですが、私も現地調査に行きました。地目田ですが道路と同じ高さまで入口付近に土を入れています。またセメントもしており、田とは言えない状況です。その時、県からも来てくれていましたし会長さんも同席していただいていたのですが、普通は原状回復してから申請すれば良いが、このような現況のまま申請してくることが私には分かりません。

◆会長（谷河 績） 私も3,000㎡以上なので県の現地調査として行き、県の専務理事と当委員会局長と湯川委員さん、山本宏一委員さんと同席させていただきました。その時には現地調査の委員の皆様の見解は無かったのですが、私が始末書を提出してもらおうようにとの指導をしました。事務局から始末書を読んでもください。

◆東事務副主任 違反転用があった土地の所有者の方から始末書が提出されています。内容を読み上げさせていただきます。

「始末書 今般申請地の一部和歌山市・・・と・・・の現況が雑種地の様相になっていることについて、・・・の・・・自身

が経営する・・・で当該地を使用していたことは知っていましたが、着工時期等の詳細について私は把握できておりません。また、現所有者の・・・は・・・にはほぼ現況の状態で・・・しており・・・に一度・・・したことがあります、・・・当時より・・・が雑種地として課税されていたことから、農地ではないとの認識で利用していたようでした。また、それぞれの所有者に対し当該地について貴委員会より・・・、・・・があったかどうかにつきましても、・・・という現在の立場になるまでは、・・・に関する事以外で管理に携わることがなかったの私には分かりかねます。なお当然のことながら今後においては農地法に従って農地の運営管理を行っていく所存であります。」とのことで土地所有者の後見人の方からの書類という形でいただいております。

◆会長（谷河 績） 他にご意見ございませんか。

◆7番（吉中 雅三） それはよく分かりますが、目的が違うので保留にして再検討の方が良いのではないかと。このままこの件を認めたら今後のこともあるので。

◆会長（谷河 績） 地元農業委員さんのご意見はございませんか。

◆12番（藤井 高） 去年の・・・に湯川委員さんから連絡がありまして、現地調査を行ってきたが山口地区の農業委員は私なので一度確認して判断してほしいとのことでした。それで私も湯川委員とともに確認に行きました。それにつきまして現所有者の方が行ったことではなく、現地に道路が出来た時に農地が分断されて残って、・・・が・・・での・・・として利用した

のではないかとということです。現所有者の方は・・・であるため、話を聞きに行きませんでした。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。他に何かご意見ございませんか。

いかがいたしましょうか。事務局は何かありませんか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

様々なご意見がありました。委員会としてどのように考えるかです。現地は湯川委員がおっしゃる通り違反転用の状況になっています。これをどのようにしていけば良いのかと考えた場合。不許可とするかもしくは許可とするかどちらかにです。そう考えるときに、当該地について不許可とする理由を何とするかですが、まず当該地は3種農地であり基本的に転用するには特段の問題はありません。あとはこのことによつて農業上の支障が出るかどうか、このことは大事な部分なので考えなければいけません、県とこのことについて相談をしています、どう扱うべきかと。県は違法状態を解消するためある程度の追認、認めてあげることが仕方がないことではないかと。この事情について、例えば、これを誰が行ったかということになる。今般当該地を転用しようとする・・・が違法であると分かっているながら行ったのであれば当然認められないということになるが。ただ先ほど藤井委員さんから事情についてのご説明がありましたが、・・・が、道路が出来た時に何等かの事情で埋めたものではないかということでした。・・・については、過去去年のことですが、湯川委員さんがおっしゃった通り、良い土地の間口となる農地を買って転用をしないで放置するという事案があ

りました。この件も委員会で意見があり、
・・・に対し厳しく指導を行いました。今
あるところを改善しなければ次の許可は認
めないと伝えたところ、・・・については
全て・・・が立ちましたし、・・・につい
ては造成も完了しております。そういう経
緯がありますので総合的に考えれば、最終
的に不許可とするか、許可はやむを得ない
とし追認するかどちらかになると思います。
現時点での問題を考えますと不許可とする
意見を出す場合の理由を考えなくてはなら
ないのですが、この理由について特段該当
するようなもの、例えば過去に行ったこと
があるからという理由だけでは不許可は難
しいのではないかと考えます。また、もう
一点例えば保留したらどうかということだ
ですが、過去には保留にした案件もござい
ましたが、原則は申請があつてから40日
以内に意見を出さなくてはいけないのでは
ないかということです。そうした中で正当な
理由なしに保留するという事は現実的に
難しいと考えられます。最終的に皆様方
のご意見を伺い判断したいと考えます。以上
です。

◆会長（谷河 績） 事務局としての意見
も聞きましたが、他に何かご意見はござい
ませんか。

◆8番（湯川 徳弘） ・・・の事業計
画で先ほど説明した土留めの件ですが、完
成検査が終わっていない状態で放置されて
いますので、その点もきっちりしなくては
いけないと思います。

◆会長（谷河 績） 事務局からの報告は、
・・・が違反転用を行ったのではなく、行
ったのは・・・ではないのかということな
ので、その点は皆様にご理解いただきたい

です。

◆14番（辻本 傑） これは違反転用
した土地で既に課税も農地でなくなってい
る。そういう問題のある土地を今回は・・・
が転用して・・・を建設するということ
だが、問題のある案件は問題を是正してか
ら認めないと、和歌山市の農業員会は申請
を出せば認められるということになってし
まうのではないかと。問題を解消してから認
めるという厳しい姿勢も必要な時期に來て
いるのではないかと思います。これを認め
てしまえば農業委員会総会で審議する意味
がなくなってしまうのではないのでしょうか。

◆会長（谷河 績） 事務局から説明があ
りましたが、40日以内に意見を出さない
といけないということがあります。また、
県に提出すれば認められる可能性が高いと
いうことがあります。一か月保留するか、
許可するかですがいかがいたしましょうか。

◆2番（山本 宏一） 現に違法状態だ
るものを追認するのはどうかと、農業委
員会が違法状態を認めることになるので納
得がいかないです。今保留とおっしゃいま
したが、せめてセメントをとって畑と見ら
れるように回復してほしい。

◆7番（吉中 雅三） 山本委員がおっしゃ
っているように、条件を付けて指導をし
てから許可するようにすれば、このままで
はどうかと思います。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

皆様方の意見も出ました。40日以内に
意見を出さなければいけないということが
ありますが、あくまで原則ということなの
で保留というかたちで、ただそれ以上の引
き延ばしは現実的には難しいかと考えます。
今出された意見について、相手方にお伝え

しまして来月の総会で再度上程させていただきたいと思います。次回については、はっきりとした答えを出さなければいけないと考えますので委員の皆様よろしく願いいたします。

◆6番（坂東 紀好） 次回は判断しないといけないということだが、どのような条件で判断するのですか。どこまで回復したら許可するとか、そこまでできないということであれば不許可にするとか決めておかないといけないと思います。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

少なくともコンクリート部分を撤去して、いわゆる中間地目である畑に戻せるような状況になれば許可相当の意見を出す。それが出来ないのであれば不許可相当で意見を出す。ただし、この場合和歌山市で不許可相当の意見を出しても県の方で許可されるということも考えられます。その場合に和歌山市としての意見は正しかったのかという意見があるかもしれませんが、和歌山市としての意見を出したということになります。

◆2番（山本 宏一） 違法状態であるものを今回認めるということはいけないと思うので、今事務局から説明があったように保留して、委員会の意見を伝えた上で相手方がどのような対応をするか見てみましょう。

◆会長（谷河 績） そのようなかたちでよろしいでしょうか。

「異議なし、との声。」

◆7番（吉中 雅三） No. 1の件で事情聴取に来られないとありましたが、どういった理由ですか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

・・・の件ですが、・・・でありまして、その方が言うには事情聴取は強制ではないでしょう、強制ならば仕方がないので来るけれど、強制でなければわざわざ指定された日に都合を付けてまで行く必要を感じない。ただし、質問があれば別の機会をもって答えますということで今までも来られていません。必要な部分については、お互いメールで記録を残す形でやり取りをしております。それで良いのかという話になりますが、そこまでの権限がありませんので相手の意見も認めないといけない部分もあります。・・・は、先月の総会でも問題になりましたが、和歌山県下で問題が起きますので、この件については県下で統一して一度考えるという事で次の農業会議の時に私の方から提案させていただきたいと考えていますので、この点はご了承願いたいと思います。

◆7番（吉中 雅三） 相手としたら協力しているということになるので、これから他の・・・もそのようになってくるのではないかとということもあり、考えていかないといけないと思います。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

今までのやり方が良いのかも含め考えていかないといけないことです。ただし、現実的に事務を扱う者として、中にはこれはいけないでしょうというのが出てくるのも確かです。そうした時に事情を聴きたい部分が出てきます。今までやってきたのは、例えばある案件だけ事情聴取すると、なぜ私たちだけ事情聴取されるのかということになるので、一律1,000㎡を超える案件について内規という形で事情を聞かしてもらっている。このかたちが今までの運

用の仕方です。ある程度これは続けても良いのではないかと思います。ただそれに固執してしまうと、相手方から何の権限で行っているのですかと言われたときに、返答に困るようになります。本当にいけない部分については慎重に対応していますので、運用上苦しい部分はありますがご理解していただきたいと思います。あくまで協力依頼ということで考えていただければと思います。

◆7番（吉中 雅三） 慎重にやっけないと同意書なども法的根拠がないので、色々なことが出てくる。

◆6番（坂東 紀好） 権限がないと言って主張してきたら、権限には権限で主張していかないといけなので、農地法の許可申請の規定の中に網羅するかそこを変えていかないと。感情で言っても相手が法的根拠主張してくるのなら法的にもっていつて主張しないと。農地法に注釈入れるとか県から国に上げていくというようなアクションを起こさないと、どうしても対抗ができない。すぐに出来る問題ではないが農業委員会でこんな問題が起こっているということ県を通じて監督庁に持っていくということの努力をやっていくことが大事になります。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

今、坂東委員から意見がありましたように、・・・は、当委員会に相談に来る前に近畿農政局に確認した上で、近畿農政局はこうに言っていますと形で話があります。これでは和歌山県としても困るので先程申し上げた通り県下の市町村が協力し県の方に依頼した上で国に働き掛けるように考えています。

◆2番（山本 宏一） 今は内規になる。内規を条例にしたら良いのではないかと。和歌山市の条例に基づいて行っていますということにしていかないと。農地法ということになると時間が掛かるが条例ならば早く出来る。

◆奥谷課長 各委員の御意見を検討したいと思います。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号につきましては、No. 6は保留するというので、その他については可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が15件ございました。賃借権が4件、使用貸借権が11件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。面積は、田が29,709㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が5件あり、面積は田が14,926㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

前回の総会同様、令和元年6月13日、西和佐地区栗栖及び岩橋で岩橋委員、井口推進委員とともに現地調査を行ったものです。非農地の判断基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書の提出がありました。面積は、田が357㎡、畑が1,373㎡で合計1,730㎡です。No.1からNo.3について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件につきましては、農地法第52条に基づき、地域における農地の賃借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。具体的には、過去1年間の実際に締結されている賃貸借契約のデータを収集、大字単位などの地域別、水稻、普通畑などの種類別に調査、平均額等を算出し情報提供するものです。下欄の注意書きに基づき集計しています。

和歌山市においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権促進事業による賃借

料データを地域別に集計、平均額を算出し、市街化調整区域13地区を対象に情報提供しております。なお、令和元年12月20日時点での水利費が借人負担のもの及び賃貸借契約の情報として、紀伊、川永、山口、小倉、和佐、西和佐、三田、岡崎、西山東、東山東、安原、名草地区が存在し、楠見、直川地区については過去1年間、参考となるデータがございませんでした。田（水稻）の部としては、参考として和歌山市平均では5,600円となっております。なお畑の部として名草地区のみとなり、平均21,800円となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第31回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

16時30分 閉会